

日本 TFT 協会倫理綱領

日本 TFT 協会は、Thought Field Therapy(思考場療法)に関する科学的な研究の発展と高度の専門性に裏打ちされたその臨床的な技術・方法の実践のために、大いなる貢献と寄与をすることを誓う。科学的な研究を進め、臨床的な実用化を行うのにあたり、会員は、その知識、技術の専門性、倫理の維持と向上を最大限求められ、被実験者とクライアントの利益と権利を守ることを、優先しなければならない。

また、心理支援の専門家としての社会的影響とその責任を自覚し、業務以外における法令遵守はもちろんのこと、社会人としての信頼に応えなければならない。

さらに、本協会の設立の趣旨と目的を鑑み、Thought Field Therapy(思考場療法)の職業的・専門的な利用にあたって、会員は、常にこの倫理綱領の精神をその基準とし、高度な倫理的な判断がなされなければならない。

1. 総論

本協会の会員は、Thought Field Therapy(思考場療法)の科学的な研究及び臨床的な実践にあたって、被実験者とクライアントの人権に最大限の配慮をし、それを尊重するとともに、その福祉に反しないように、最大限の努力を払う。

2. 治療契約

本協会の会員は、Thought Field Therapy(思考場療法)の科学的な研究及び臨床的な実践にあたって、その目的、方法に関して、被実験者とクライアントに対して十分な情報を提供し、かつ被実験者とクライアントの同意を得るよう最大限努めなければならない。

3. クライアントの保護・緊急対応

本協会の会員は、Thought Field Therapy(思考場療法)の科学的な研究及び臨床的な実践にあたって、専門家としての高度の自覚と責任をもって、被実験者とクライアントの心身両面の安全に配慮しその確保に努めなければならない。この場合、法的な問題、あるいはその事実が判明した場合、関係各機関に対する通告・通報などによって、それらに対して速やかに対処しなければならない。これらは、個人の情報を守秘する義務によって妨げられない。

4. 守秘義務

本協会の会員は、Thought Field Therapy(思考場療法)の科学的な研究及び臨床的な実践において得られた個人の情報を守秘する義務がある。また、学問的・学術的なフィールドにおける、これらの情報についての扱いは、慎重さ・繊細さを旨とし、個人のプライバシーを侵害することのないよう、適切かつ最大限の配慮をしなければならない。

5. 研鑽

本協会の会員は、専門的な訓練などの研修の機会を通じて、常にThought Field Therapy(思考場療法)に関する最新の専門的な知識と情報の獲得を行い、かつ方法・技術について自己研鑽し、専門性の維持と向上に努めるよう求められる。

6. 指導者への注意

育成・養成のための訓練と指導にあたって、TFTセラピストは、TFT指導（協会認定セミナーであるか否かを問わず）において自らの専門的能力の範囲内でこれを行い、つねに研修者・同業者が最善の利益を受けられるように努める必要がある。TFTセラピストは自らの影響力や私的欲求をつねに自覚し、研修者等の信頼感や依存心を不当に利用しないように留意しなければならない。そのTFT指導は協会の定める方法と手段によってのみ行い、関係性の内容を問わず研修者等の人権を配慮し、これを十分に尊重しなければならない。

7. 名称の保護

本協会の会員は、Thought Field Therapy(思考場療法)の科学的な研究及び臨床的な実践・業務のため以外の目的並びに、Thought Field Therapy(思考場療法)に関する正しい理解を社会的に得るための広報を意図した教育的な活動・研修のため以外の目的で、その知識・理論・技術・方法並びに協会名称を妄りに利用してはならない。

8. 倫理綱領違反の会員への対応

本協会の会員が、この倫理綱領に明らかに抵触し、違反があるとの疑義が生じた場合、理事会は当該する会員の資格について検討しなければならない。

附則 本倫理綱領は平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

倫理規程 Code of Ethics

I、目的

倫理規定の目的は、TFT セラピストの最大の関心事はクライアントの心身の健康の回復と維持であって本人の利益ではなく、また差別なく万人平等に接することにある。TFT セラピストは、各々専門的な職域に属し、その専門的な職域の中で Thought Field Therapy (思考場療法)をクライアントに提供しているが、その行為は日本 TFT 協会倫理綱領が本既定に優先する。

II、委員会

1. 一般社団法人日本 TFT 協会定款第 13 条第 2 項に基づき、第 10 条にかかる事項を審議するために、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
2. 委員会は 2 名以上の委員で構成し、委員長並びに委員は理事長または会長が推薦し、理事会の承認をもって決する。

III、クライアントに対する倫理的義務

1. セラピーの質 TFT セラピストは、本人の能力と、最新の証明できるセラピー範囲内における、常に最高の、そして常識の範囲内でセラピーを行わなければならない。
2. セラピーの保証 TFT セラピストはいかなる病気にも「治る」保証をしてはならない。医学的診断をしてはならない。セラピーに対しては、その安全性に配慮する。
3. セラピーの回数 TFT セラピストは適切な回数のセラピーを行い、不必要なセラピーを行わない。

4、紹介 TFT セラピストがセラピーを継続できない場合は、その理由を説明し、代理か代替の 治療を紹介しなければならない。

5、守秘義務 TFT セラピストはクライアントのプライバシーを守り、クライアントの情報の守秘義務を負う。ただし、以下の場合は、そのかぎりではない。

- a) クライアントの同意があったとき。
- b) 法律によって、提示を求められたとき。
- c) 同僚の協力が必要なとき。
- d) 守秘することが、患者の利益にならないと思われるとき。

又、事例など研究発表の際も、本人の許可を受けた場合を除き、プライバシーの保護の為、本人が特定されないようにしなければならない。

6、インフォームドコンセント TFT セラピストは、セラピー開始前にクライアント又はその保護者に対し、インフォー ムドコンセントを行わなければならない。セラピーを受ける・受けないの選択権をクライアントに保障する。選択に際し、別の有識者から情報を得る権利を患者に保障する。

7、報酬 セラピーに対する費用は、セラピー開始前に明示されなければならない。各々の職 務の中で常識の範囲内とする。

8、公平 文化的(民族、宗教を含む)特異性を理解し、患者と対応しなければならない。また、 身体的な差別をしてはならない。

9、セクシャル・ハラスメント(性的な嫌がらせ) TFT セラピストは患者に対して、性的不快を抱かせる言動などをしてはならない。

IV、TFT セラピストの職務規律

TFT セラピストは、公序良俗に反するような行為(業務)をしたり、その行為をするものに 加担してはならない。又、日本 TFT 協会により認定されている資格を、その職務に関連して品性と信用を損なう行為、職務に関係のない目的の為の勧誘に利用してはならない。

V、知的所有権の保全

TFT セラピストは、Thought Field Therapy(思考場療法)の創始者は、Dr. Roger Callahan で あり、日本での知的所有権の権利を Callahan Techniques, LTD. およ

びココロ有限会 社 が有していることを認識しておかなければならない。また、Thought Field Therapy®、 思考場療法®、TFT 療法®の商標権は、Callahan Techniques, LTD.が有しており、その専 用使用権はココロ有限会社が有していることを認識しておかなければならない。

1、 TFT セラピストは、Thought Field Therapy(思考場療法)の理論、説明を根拠なく変形して伝えてはならない。

2、 研修その他で入手した資料を使用するにあたっては、著作権保護上の定めによる手 続きをとらなければならない。特に、Thought Field Therapy(思考場療法)の内容について出版する場合、Callahan Techniques, LTD. の許可を得なければならない。

VI、同業者に対する倫理的義務

1、 敬意 TFT セラピストは、自分の利益のために、患者の前で、他の TFT セラピストの批判をしてはならない。

2、 協力 TFT セラピストは、お互いに、できる限り協力し、励ましあうべきである。

VII、社会に対する倫理的義務

1、 資格 TFT セラピストは、日本 TFT 協会によって認められた資格以外、これを名乗ってはならない。また仲間以上に優れた資格があることを意味する表現をしてはならない。

2、 誇大広告の禁止 TFT セラピストは誇大広告を行ってはならない。常に適切な表現を心掛け、国民一 般に誤解を与えるような表現や詐称を禁止する。

3. 相互研鑽と委員会への協力

TFT セラピストは、本倫理規程を十分に理解し、違反することがないように相互の間で常に注意しなければならない。また、本協会の会員は倫理委員会の業務に協力しなければならない。